

NPO法人子育てネットくすくす 職員行動規範

この「職員行動規範」は社会福祉士の倫理綱領及び行動規範に倣い、職員・アルバイト等が本法人の社会福祉現場において従うべき行動を示したものです。

【利用者に対する倫理責任】

利用者との関係

- ・職員は、利用者との私的な関係になることを避け、いかなる理由があっても利用者及びその関係者との性的接触・行動をしてはならない。また、個人的・宗教的・政治的理由のため、または個人の利益のために、不当に援助関係を利用してはならない。
- ・職員は利用者との援助関係とともにパートナーシップを尊重しなければならない。

利用者の利益の最優先

- ・職員は、支援者としての立場を私的なことに使用してはならない。
- ・職員は、利用者から支援サービスの代償として、正規の報酬以外に物品や金銭を受け取ってはならない。

受容

- ・職員は、利用者へ暖かい関心を寄せ、利用者の立場を認め、利用者の情緒の安定を図らなければならない。
- ・職員は、利用者を非難し、審判することがあってはならない。
- ・職員は、利用者の意思表示をはげまし支えなければならない。

説明責任

- ・職員は、利用者の側に立ったサービスを行う立場にあることを伝えなければならない。
- ・職員は、利用者が必要な情報を十分に理解し、納得していることを確認しなければならない。

利用者の自己決定の尊重

- ・職員は、利用者が自分の目標を定めることを支援しなければならない。
- ・職員は、利用者が選択の幅を広げるために十分な情報を提供しなければならない。

利用者の意思決定能力への対応

- ・職員は、自分の価値観や援助観を利用者に押しつけてはならない。
- ・職員は、利用者のエンパワメントに必要な社会資源を適切に活用しなければならない。

プライバシーの尊重

- ・職員は、利用者の了解を得て利用者の個人情報を収集し、支援する目的であっても利用者が了解しない場合は個人情報を使用してはならない。

秘密の保持

- ・職員は、業務の遂行にあたり、必要以上の情報収集をしてはならない。
- ・職員は、利用者の秘密に関して、敏感かつ慎重でなければならない。
- ・職員は、業務を離れた日常生活においても、利用者の秘密が漏れないように慎重に対応しなければならない。
- ・職員は、記録の保持と廃棄について、利用者の秘密が漏れないように慎重に対応しなければならない。

性的差別、虐待の禁止

- ・職員は、利用者に対して性的差別やセクシャル・ハラスメント、虐待を行ってはならない。

- ・職員は、利用者に対して肉体的・精神的損害または苦痛を与えてはならない。
- ・職員は、利用者が暴力や性的搾取・虐待の対象となっている場合、すみやかに発見できるよう心掛けなければならない。
- ・職員は、性的差別やセクシャル・ハラスメント、虐待に対する正しい知識を得るよう学ばなければならない。

【実践現場における倫理責任】

最良の実践を行う責務

- ・職員は、福祉職としての使命と職務の重要性を自覚し、常に専門知識を深め、理論と実務に精通するように努めなければならない。
- ・職員は、福祉職としての自律性と責任性が完遂できるよう、自らの専門的力量的向上を図らなければならない。
- ・職員は、福祉を取り巻く分野の法律や制度等関連知識の集積に努め、その力量を発揮しなければならない。

連携・協働

- ・職員は、所属する事業内部での意思疎通が円滑になされるように積極的に働きかけなければならない。
- ・職員は、他の職員と連携し、所属する事業の仕組みやサービス変更や開発・改善について提案しなければならない。
- ・職員は、他機関の専門職等と連携し協働するために、連絡・調整の役割を果たさなければならない。

業務改善の推進

- ・職員は、利用者の声に耳を傾け苦情の対応にあたり、業務の改善を通して再発防止に努めなければならない。
- ・職員は、実践現場が常に自己点検と評価を行い、他者からの評価を受けるように働きかけなければならない。

【福祉職としての倫理責任】

信用失落行為の禁止と社会的信用の保持

- ・職員は、個人としてだけでなく福祉職集団としても責任ある行動をとり、社会的信用を高め、あらゆる社会的不正行為に関わってはならない。

専門性の向上

- ・職員は、研修・情報交換・自主勉強会等の機会を活かして、常に自己研鑽に努めなければならない。
- ・職員は、社会的に有用な情報を共有し合い、互いの専門性向上に努めなければならない。

後進の育成

- ・職員は、福祉の現場において公正で誠実な態度で後進の育成に努め、次世代を担う人材養成のために、知識と情熱を惜しみなく注がなければならない。

以上、職員は実践現場で倫理上のジレンマが生じた場合、この行動規範に照らして公正性と一貫性をもって行動し、利用者本位の質の高い福祉サービス提供を行うように努めなければならない。また、これに反する実践を職員が互いに認めてはならない。

私、_____は、福祉現場職員としてこの行動規範をよく理解し、遵守いたします。